

ID: 167

担当部署: 地域整備課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	大河原町駅前コミュニティセンター条例 第9条(第16条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成12年条例第13号		
【基準】 第9条の規定による。 (特別の設備等) 第9条 使用者は、ホール等に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は附帯設備以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日